

議案第 4 2 号

埼玉県央広域事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、埼玉県央広域事務組合規約を次のとおり変更することについて議決を求める。

平成 2 4 年 6 月 4 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

埼玉県央広域事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県央広域事務組合規約（昭和 5 0 年指令地第 8 6 6 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 2 号イ中「第 1 4 9 号）」の次に「、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和 4 3 年政令第 1 4 号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 1 1 号）」を加える。

第 1 3 条第 4 項中「及び外国人登録法（昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号）により外国人登録がされている者の合計数」を「の数」に改める。

附 則

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

議案第42号参考資料

埼玉県央広域事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

(下線は変更部分)

現 行	変 更 案
<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 消防に関する事務</p> <p>(2) 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年埼玉県条例第61号)により、組合市が処理することとされた事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)及び火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)に基づく事務</p> <p>イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に基づく事務</p> <p>ウ 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に基づく事務</p>	<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 消防に関する事務</p> <p>(2) 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年埼玉県条例第61号)により、組合市が処理することとされた事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)及び火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)に基づく事務</p> <p>イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)、<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和43年政令第14号)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号)</u>に基づく事務</p> <p>ウ 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に基づく事務</p>

<p>(3) 火葬場、葬祭場の設置及び維持管理並びにこれらに附帯する事務</p> <p>(経費の支弁の方法)</p> <p>第13条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の人口は、当該年度の初日の属する年の前年の10月1日現在の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により住民基本台帳に記録されている者及び<u>外国人登録法（昭和27年法律第125号）により外国人登録がされている者の合計数</u>とする。</p> <p>5 略</p>	<p>(3) 火葬場、葬祭場の設置及び維持管理並びにこれらに附帯する事務</p> <p>(経費の支弁の方法)</p> <p>第13条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の人口は、当該年度の初日の属する年の前年の10月1日現在の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により住民基本台帳に記録されている者<u>の数</u>とする。</p> <p>5 略</p>
---	--